

平成 30 年 3 月 30 日
農林水産省消費・安全局

平成 30 年度 食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物の サーベイランス・モニタリング年次計画

1. 基本的な考え方

食品安全行政にリスクアナリシスが導入され、科学に基づいた行政の推進が必要となっています。

このため、農林水産省は、食品の安全性に関するリスク管理の標準的な作業手順を記述した「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」¹を作成し、国際的に合意された枠組みに則って、食品の安全性に関するリスク管理を行っています。

リスク管理の推進に当たっては、リスク管理措置を講ずる必要性及びその具体的内容を検討し、並びに既に講じているリスク管理措置の有効性を検証する際に不可欠なデータを得るため、サーベイランス²及びモニタリング³を優先的に実施すべき危害要因を明示したサーベイランス・モニタリング中期計画⁴（以下「中期計画」という。）及び毎年度の調査計画（サーベイランス・モニタリング年次計画。以下「年次計画」という。）を作成しています。

この度、以下のとおり、平成 30 年度の年次計画を定めました。

2. 調査対象選定の考え方

- (1) 調査対象は、中期計画で定められた優先度のほか、これまで実施したサーベイランス及びモニタリングの結果やリスク管理の進捗状況を考慮して決定しました。
- (2) 調査対象の選定に当たっては、リスク管理検討会⁵における生産者、事業者及び消費者等の関係者の意見を考慮して決定しました。
- (3) 食品安全に関する想定外のリスクが年次計画期間中に顕在化した場合、年次計画にかかわらず、問題となる危害要因の食品中の含有濃度などについて、緊急にサーベイランス又はモニタリングを実施する場合があります。

3. 調査対象

別紙（有害化学物質：別紙 1、有害微生物：別紙 2）のとおり。

¹ 平成 17 年 8 月 25 日公表、平成 27 年 10 月 1 日最終改定。

² 問題の程度や実態を知るための調査。

³ 矯正的措置を執る必要があるかどうかを決定するために行う調査。

⁴ 有害化学物質：平成 28 年 1 月 8 日公表、有害微生物：平成 28 年 12 月 26 日公表。

⁵ 生産者、事業者、消費者及び農林水産省職員等の関係者間で情報・意見を交換し、必要に応じそれらの情報・意見をリスク管理施策に反映させるために実施するリスクコミュニケーションの場。

平成 30 年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングについては、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、分析結果の信頼性を確保するため、精度管理を行うことや妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。

サーベイランス

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ヒ素	コメの安全性を向上させるための措置を検討する際の基礎データを得るため、集出荷段階のコメ(玄米及び精米)の含有実態を詳細に把握。	玄米	各 500
		精米 (上記玄米をとう精したもの)	
鉛	国内で製造された食用油脂及びスプレッド類・ショートニング中の鉛濃度が引き続き低いレベルにあることを確認するため、予備的 ¹ に含有実態を把握。	植物油	30
		牛脂	各 5
		ラード	
		マーガリン	
		ファットスプレッド	
ショートニング			
カドミウム	養殖水産動物用飼料について、基準値の設定の必要性を検討するため、含有実態を把握。	養殖水産動物用飼料	30

¹ 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲が分からない場合や、十分なデータが存在せず、汚染状況が不明な場合に実施。

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ダイオキシン類 (コプラナー PCB を含む)	「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の含有実態を把握。	葉茎菜類	50
		鶏肉	各 30
		牛乳	
		鶏卵	
		マサバ	各 30
		カンパチ(養殖)	
	「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、含有実態を把握。	魚油	15
		魚粉	30

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
タイプ B トリコテセン類 ¹	国産麦類について、現行の汚染低減指針の有効性を検証するとともに、DON、NIV のアセチル体や配糖体(類縁体)を含めたさらなる汚染低減対策の必要性を検討するため、DON、NIV とそれらの類縁体の含有実態及び年次変動を把握。 濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。	小麦 大麦 ライ麦	小麦 120 ³ 大麦 100 ³ ライ麦 5
タイプ A トリコテセン類 ²	国産麦類について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。 濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。		
ゼアラレノン	国産麦類について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。 濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。		
パツリン	パツリン産生菌は、りんご以外の果実にも感染し、パツリンを産生。 りんご以外の果実においては汚染実態が不明なことから、パツリンの汚染低減対策の必要性を検討するため、りんご以外の国産原料の果汁飲料を対象に含有実態を把握。	果汁飲料 (りんご果汁飲料を除く。)	60
オクラトキシン A	飼料用麦類について、基準値の設定の必要性を検討するため、含有実態を把握。	飼料用大麦 飼料用小麦	計 50

¹ デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシドの 6 種を分析。

² T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールの 3 種を分析。

³ 赤かび病の発生が懸念される地域で点数の追加を検討。

麦角アルカロイド類	<p>麦角アルカロイド類について、麦角菌に汚染された穀粒の目視による混入率の管理から、化学分析による毒素濃度の管理への移行が国際的に検討されていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国産麦類の安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、穀粒について、全国的な含有実態を把握。 ・ 目視では汚染を判別することができない麦類加工品についても、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、予備的に国内に流通する穀類加工品の含有実態を把握。 	<p>小麦¹ 大麦¹ ライ麦¹</p>	<p>小麦 120 大麦 100 ライ麦 5</p>
		<p>小麦粉</p>	<p>60</p>
ピロリジジナルカロイド類	<p>農林水産省はこれまでフキ、はちみつ、緑茶について含有実態を把握してきたところであるが、この他のピロリジジナルカロイド類を含む可能性がある植物及びその加工品について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、予備的に含有実態を把握。</p>	<p>ツワブキ モリアザミ ムラサキバレンギク スイゼンジナ その他</p> <p>上記植物の簡易な加工品も対象とする。</p>	<p>計 60</p>
シアン化合物 (青酸配糖体、遊離シアン等)	<p>天然にシアン化合物を含む農産物を食べる際に適切な加工・調理が必要かどうか、また、消費者への注意喚起が必要かどうかを検討するため、予備的に含有実態を把握。</p>	<p>核果類 キャッサバ タケノコ ソルガム</p>	<p>計 120</p>

¹ 前頁のタイプ B トリコテセン類等の実態調査と同一の試料を用いる。

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
アクリルアミド	安全性を向上させるための措置の効果を確認し、さらなる措置を講じる必要があるかどうか検討するため、国内に流通する主要な加工食品中の含有実態を把握。	ポテトスナック	各 120
		ポテトフライ	
		ビスケット類	各 60
		米菓	
		乳幼児用穀類加工品	
		レギュラーコーヒー	
		インスタントコーヒー	
		麦茶	

モニタリング

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ヒ素	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。	配合飼料 魚粉 肉粉 肉骨粉 乾牧草等	計 320
カドミウム			
鉛			
総水銀			
アフラトキシン B ₁	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。	配合飼料 とうもろこし	計 200
デオキシニバレノール	飼料中の基準 ¹ の遵守状況を監視するために含有実態を把握。 結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。	配合飼料 飼料用穀類等	計 690
ゼアラレノン			

¹ 昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知

その他の調査(事業者と連携して、リスク管理措置案の検討等のために行う調査)

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
ニバレノール-3-グルコシド	国産麦類において、NIV の配糖体であるニバレノール-3-グルコシドの含有実態を把握(今年度は、分析に必要な標準試薬を作成)。	—	—
アクリルアミド	米菓中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減技術を検証するため、事業者と連携して、技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。	米菓	279

平成 30 年度 食品の安全性に関する有害微生物の サーベイランス・モニタリング年次計画

サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、微生物リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、分析結果の信頼性を確保するため、精度管理を行うことや ISO (International Organization for Standardization) 法などの妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。

サーベイランス

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
サルモネラ、腸管出血性大腸菌	スプラウト ¹ の安全性を向上させるさらなる措置の必要性を検討するため、 ・スプラウトに関する有害微生物の汚染実態を把握。 ・生産施設における「スプラウト生産における衛生管理指針」(平成 27 年 9 月 4 日付け消安第 3188 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づく衛生管理の取組状況を把握。 ・「スプラウト生産における衛生管理指針」の効果を検証。	出荷前のスプラウト	計 900
		原料種子等	
		施設の環境試料 (施設・設備の拭き取り試料等)	
有害微生物	調査事業で得られた菌株及びウイルス遺伝子を解析し、性状を把握。	調査事業で得られた菌株及びウイルス遺伝子	1,000

¹ 主に穀類、豆類、野菜の種子を人為的に発芽させた新芽で、発芽した芽と茎を食用とするもの。

その他の調査(事業者と連携して、リスク管理措置案の検討等のために行う調査)

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	予定調査点数
カンピロバクター、サルモネラ	生産加工会社と連携し、農場の肉用鶏群 ¹ のカンピロバクター及びサルモネラ低減対策(飲用水の消毒、空舎時の管理等)の有効性を検討。	新鮮盲腸便	計 1,200
		環境試料 (飲用水、鶏舎拭き取り等)	
サルモネラ	採卵鶏農場と連携し、定期的に鶏群のサルモネラ保有状況及び農場の飼養衛生管理の状況を把握。 採卵鶏群のサルモネラ感染に影響する要因を解明。	新鮮盲腸便又は新鮮糞便	計 200
		環境試料 (鶏舎塵埃)	
ノロウイルス	海域情報(海水温、降水量等)を利用した二枚貝のノロウイルス汚染低減対策を検討するため、カキ中のノロウイルス汚染状況を把握。	カキ	500
ノロウイルス	検討中のカキ中のノロウイルス試験法を用いて、信頼性の高いデータを得る際に必要な操作上の留意点を把握 ² 。	カキ	200

¹ 同一鶏舎で飼育され、同日に出荷される鶏の単位。

² 参加希望機関を募り、実技研修を全3回(1回あたりの参加者は15名程度を想定)実施する予定。